

事業に役立つ！事務所通信

政府から事業者支援の徹底等の要請

経済産業省は、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」が閣議決定されたことに伴い、新型コロナの影響や物価高により、依然厳しい資金繰り状況に直面している事業者が存在すること、年末・年度末に向けて、運転資金等の需要が高まることを踏まえ、中小事業者に対する金融の円滑化について関係機関に対し以下の要請をしました。

- 業況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するなど、事業者のニーズに応じたきめ細やかな支援の徹底
- 条件変更や借換え等に対して、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応の継続
- 借換保証制度の円滑かつ迅速な実施。日本公庫のスーパー低利融資やセーフティネット貸付の積極的な活用
- 「業種別支援事例集」も活用しつつ、事業者の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に努めること

概要としては、中小企業からの資金調達ニーズやリスク依頼への対応を親身に行うように。というのですが、意外と金融機関の現場の職員は金融庁からの要請を把握していませんので、中小企業側がこれを理解して柔軟な対応を求めていくことが重要となります。以下、押さえておくべきポイントを簡潔にまとめます。

■ 細やかな資金繰り支援を徹底

コロナの影響の長期化や物価高騰への対応等、様々な課題に直面する中、足下の経営環境の変化、資金需要の高まる年末を迎えることを踏まえ、改めて、中小企業や小規模・零細企業の業況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するし、ニーズに応じたきめ細やかな支援を徹底することが求められています。

また、コロナ融資等の元金返済の開始に直面することを踏まえ、政府系、民間どちらの金融機関にもより一層のきめ細やかな資金繰り支援を徹底することが要請されています。

■ 条件変更や借換え等に柔軟な対応を継続

安易にリスクをすることはお勧めできませんが、必要に応じてリスクによる資金繰り安定化を実施して、抜本的な経営改善に着手することも重要な判断です。

現在、金融機関によるリスクの実行率は極めて高い水準で推移していますが、引き続き、事業者からの返済期間・据置期間延長の相談において、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案する等、条件変更や借換えについて、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続することが求められています。

先日、金融庁から公表されたR2年3月10日～R4年9月末の銀行のリスク対応の実績状況を見ても、期間中996,641件のリスクの申込みに対して、謝絶は10,181件（約1.1%）と、基本的には断らずに応じている状況にあります。

なお、この要請は、初めてリスクを検討する事業者のみならず、すでにリスクをしている会社や2度目以降の会社に対しても柔軟な対応を求めています。

■ 債務者区分を柔軟に取り扱い

銀行や信金等の民間金融機関の債務者区分に関して、貸出条件緩和債権の判定における実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等（実抜計画）の柔軟な取扱いを含め、引き続き金融機関の判断を尊重することとし、事業者に寄り添った資金繰り支援に努めることを要請。

【実抜計画について】

コロナ以前より、金融庁の指針において、リスクを行っても実抜計画を策定の場合には、当該貸出金を貸出条件緩和債権には該当しないものと取り扱うことができるとしています。つまり、リスクをしても条件緩和債権とならずに債務者区分を要管理先以下に下げずに、ある程度キープできるということです。

〈実抜計画の要件〉

- ✓ 概ね3年後の業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段問題がないと認められる状態となること
- ✓ 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しいものとなっていること

本要件について現在は、コロナによる影響の全容が見通し難いことや金融機関の判断を尊重するとしていることを踏まえ、「柔軟な取扱いも差し支えない」旨が明確化されています。

リスクをしても債務者区分を機械的に下げないでも良いという金融庁の指針は、金融機関にとってリスクに柔軟に対応しやすくなる効果があります。リスクを依頼する企業は、本方針に沿うためにも、自社が立ち直るためにも実抜計画の策定は必須です。

■ 資金調達ニーズへの柔軟な対応要請

今後創設予定の借換え対応の保証制度や日本公庫によるコロナ特別貸付、セーフティネット貸付等の積極的な活用を努めること。事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等のみで機械的・硬直的に判断せず、事業特性、需要の回復等も踏まえ、丁寧かつ親身に対応すること。

また、事業内容や事業者のニーズに応じ、政府系金融機関の資本性劣後ローンは勿論、民間金融機関においても資本性劣後ローンを活用した協調融資、売掛債権担保融資等の様々な手法を活用し支援に万全を期すことが要請されています。

■ 早めの判断と実行が重要です！

以上のように、政府は金融機関に対して再三、中小企業の資金繰り支援の徹底を要請しています。企業側も常に自社の資金繰り状況を把握し、手当が必要であれば迅速に判断し行動することが肝要です。お困りの際は弊社までご連絡ください

【連絡先】

たかしま行政書士事務所：TEL 045-642-5154